

契約主開閉器の弊社配電営業所における 現物検査の廃止について

この度、より一層のお客さまサービス向上の観点から、主開閉器検査に関する取扱いを以下のとおり変更いたします。

運用変更点

主開閉器検査の廃止について

お客さまが契約主開閉器による契約電力の設定を希望された場合、これまでは、新增設申込後に、弊社配電営業所へ来店いただき、取付する契約主開閉器の現物検査を実施しておりましたが、2025年5月12日お申込分から、契約主開閉器の現物検査を廃止いたします。

運用変更年月日

2025年5月12日（月）以降のお申込分から

留意事項

- 新增設申込時に申告いただいた契約主開閉器を必ず設置いただきますよう、お願いいたします。（竣工届受領後に、現場にて取付状況を確認させていただく場合がございます。）
- 取付された契約主開閉器の不正改造・改変および申告した契約主開閉器と相違していることが判明した場合は、主開閉器契約を適用した時点にさかのぼり、正しい契約電力へ変更のうえ、託送料金を精算いたします。
- 2025年5月12日（月）以前にお申込された対象については、従来どおり検査を実施いたします。

ご不明な点がございましたら、最寄りの弊社配電営業所までお問い合わせ下さい。